

# 周南市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

## 1. 目的

周南市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）は、周南市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、耐震改修事業者の技術力向上に係る取組及び市民への周知啓発を実施することで、住宅の耐震化をより一層促進することを目的とする。

## 2. 対象区域

対象区域は、周南市全域とする。

## 3. 対象住宅

対象住宅は、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された一戸建ての木造住宅とする。

## 4. 実績の公表

アクションプログラムの取組内容について、毎年度の補助件数の目標及び実績を周南市ホームページにおいて公表する。

## 5. 取組内容

### 【財政的支援】

#### (1) 木造住宅の耐震診断に対する支援

- ・耐震診断員を派遣し、無料で耐震診断を実施する。

#### (2) 木造住宅の耐震改修に対する支援

- ・耐震改修工事費の 5 分の 4 の額（上限 100 万円）を補助金として交付する。

### 【普及啓発等】

#### (1) 住宅の所有者に対する直接的な耐震化促進

- ・固定資産税・都市計画税納税通知書発送の際に、耐震化に関するチラシを同封することで、耐震化の必要性や市の耐震改修補助制度を周知する。

#### (2) 耐震診断者に対する耐震化促進

- ・市の木造住宅耐震診断員派遣事業において診断を実施した所有者に対し、耐震診断の結果を説明するとともに耐震化の意識啓発及び耐震改修補助制度の案内を行う。
- ・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、ダイレクトメールにより耐震改修を促す。

#### (3) 耐震改修事業者の技術力向上に係る取組

- ・県及び関係団体等と連携し、改修事業者を対象とした講習会を開催する。
- ・県及び関係団体等と連携し、「山口県木造住宅耐震診断・改修技術講習会受講修了者名簿」を作成しホームページ等で公表する。

#### (4) 市民への周知啓発

- ・市の広報紙やホームページに、耐震改修の必要性や市の補助制度等について掲載する。
- ・市民を対象にした、耐震化促進に関する説明会又は相談会等を行う。

- ・市の耐震改修補助制度に関するパンフ等を作成し、担当課窓口等で配布する。

## 6. 令和3年度の実施目標 (単位：件)

|          |    |
|----------|----|
| 木造住宅耐震診断 | 25 |
| 木造住宅耐震改修 | 5  |

## 7. 前年度までの補助実績 (単位：件)

|          | H19～27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|----------|--------|-----|-----|-----|----|----|
| 木造住宅耐震診断 | 67     | 21  | 4   | 11  | 10 | 9  |
| 木造住宅耐震改修 | 16     | 1   | 1   | 2   | 5  | 4  |

## 8. 自己評価

### 【前年度の取組実績】

- ・木造住宅耐震診断事業、木造住宅耐震改修事業の実施
- ・令和2年5月の固定資産税・都市計画税納税通知書発送の際に、耐震化の必要性や市の耐震改修補助制度に関するチラシを同封
- ・令和2年度に耐震診断を実施した住宅のうち、耐震性のない住宅の所有者8名に対し、訪問の上、診断員から耐震診断の結果を説明し、市職員から耐震化の必要性及び耐震改修補助制度の案内を実施
- ・平成27年度から令和元年度に耐震診断を実施した所有者42名へ耐震改修補助制度の案内を送付
- ・県及び関係団体と連携し、令和3年1月25日から2月15日の間で、改修事業者を対象とした耐震改修低コスト工法講習会をオンラインで実施し、「山口県木造住宅耐震診断・改修技術講習会受講修了者名簿」のリンクをホームページに掲載
- ・耐震改修の必要性や補助について、5月1日付け市広報紙、デジタルサイネージ、ケーブルテレビ及びホームページに掲載
- ・建築士による住宅等無料相談会を実施（月1～2回実施。耐震以外の住宅相談も含む）
- ・令和3年1月24日に住宅耐震相談会を開催
- ・別施策で実施している空き家の実態調査において、耐震性が無いと思われる住宅について、耐震化に関するチラシを配布

### 【前年度の課題】

木造住宅耐震改修事業は、募集件数5件のうち4件の応募があったが、木造住宅耐震診断事業は、募集件数25件に対し9件で少なく、住宅耐震相談会においても来場者が少なかった。

そのため、所有者の関心をこれまで以上に高めるためには、耐震化の必要性や補助制度について広く周知を図る必要がある。

### 【改善策】

前年度の取り組みを引き続き行うとともに、これまでに耐震診断を実施した全ての方に対し耐震改修補助制度の案内や、市広報の掲載方法の検討及び耐震化の必要性や市の耐震改修補助制度に関するチラシの見直しを行うなど更なる周知に取り組んでいく。

また、住宅耐震相談会の開催時期について、耐震化促進事業の受付期間内で開催するように見直す。